



久留米の障害のある人が作った商品カタログ



# KIRARI

KIRARI  
Kurume  
Catalog



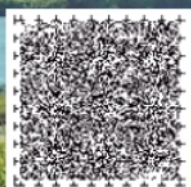
各事業所オススメおいしい&使える モノコト





# WE ARE KURUME

障害者が自分らしく働ける街は賑やかだ

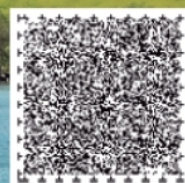




この度は『キラリ☆カタログ』を手にとって頂きありがとうございます。  
久留米市内で生産されるステキな商品やサービスをご紹介します。

皆さまにあたたかい製品、あたたかい心が届きますように。

キラリ☆カタログ制作実行委員会



# もくじ

## Contents

もくじ・カタログの見方	P.1
はじめに+キラリ☆マルシェ	P.2
「就労系事業所」とは+このカタログの使い方	P.3
障害者雇用について	P.4
食品 (FOOD)	P.5
雑貨 (GOODS)	P.12
サービス (SERVICE)	P.18
その他 (OTHER)	P.25
事業所一覧・注文&お問い合わせ方法	P.28

## カタログの見方

### Viewpoint

**1** 商品番号  
01

**2** 一社) アカルカ福祉協会  
主に久留米市を中心として障害児・者に関する啓発活動を行っています。「キラリ☆マルシェ」や「Warm Blue Kurume」など市民参加型のイベントや、自閉症児に関わる支援者のスキル向上や事業所同士の情報交換の取り組みも行っていきます。

**3** 商品写真  
商品写真

**4** キラリ☆カタログ  
¥0 (税込)  
発行部数2,000部  
配布先—般企業・学校等  
発刊日—R3年3月20日  
このカタログは障害福祉サービスにおける、就労継続支援事業所での生産・活動の啓発を目的に、障害者優先調達法に関する啓発ツールの一つとして久留米市障害者福祉課と協働で制作しました。

**5** 事業所外観  
一社) アカルカ福祉協会  
久留米市瑞助野町2742-4  
Tel:0942-65-3433 / Fax:0942-65-3444  
Mail:nucca@likelab.jp  
購入方法：直販

**1** 商品番号  
**2** 事業所名  
**3** 商品名・金額  
**4** 商品の詳細  
**5** 問い合わせ先





# はじめに

## Introduction

久留米市では、障害者優先調達推進法のスタートに伴い、市内の障害者就労施設等で作られるお菓子や清掃などの商品（サービス）と販売方法の周知を目的に、「久留米市内障害者就労施設等商品カタログ」が制作されていました。数年が経ち、施設によっては取り扱う商品の変更や、新たな施設が設立していることから、今回久留米市障害者福祉課と協働で行う啓発活動の一貫として「キラリ☆カタログ」を制作することにしました。

今回のカタログは、市内の障害者就労継続支援事業所のうち、掲載希望のあった就労継続支援事業所で作られている商品・サービスを種類別に分類し掲載しております。このカタログをもとに障害者就労継続支援事業所を利用されてある方の仕事を知っていただくことで障害者雇用促進のきっかけとなれば嬉しく思います。また、カタログに掲載されている製品に限らず、障害福祉サービス事業所で作られた製品等を購入・利用していただくことは、障害のある人たちの自立を支援することにつながります。



## まごころ製品 「キラリ☆マルシェ」

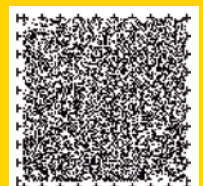
### Sincerity

「キラリ☆マルシェは、障害者就労系事業所によるおきの“市場”です」

平成26年度より、多くの一般企業様のご支援をいただきながら、働きたいと思っている障害のある方やそのご家族・支援者・地域の方々に、就労系障害福祉サービスでの活動内容、また様々な事業所があることを知っていただくことを目的として、『キラリ☆マルシェ』という物販会を開催しております。

就労系障害福祉サービス事業所において、自分たちが作ったものを直接販売し、手掛けた商品の魅力を高める機会ともなります。ぜひ多くの方にご参加いただき、就労系障害福祉サービスでの活動について知っていただければと思っています。

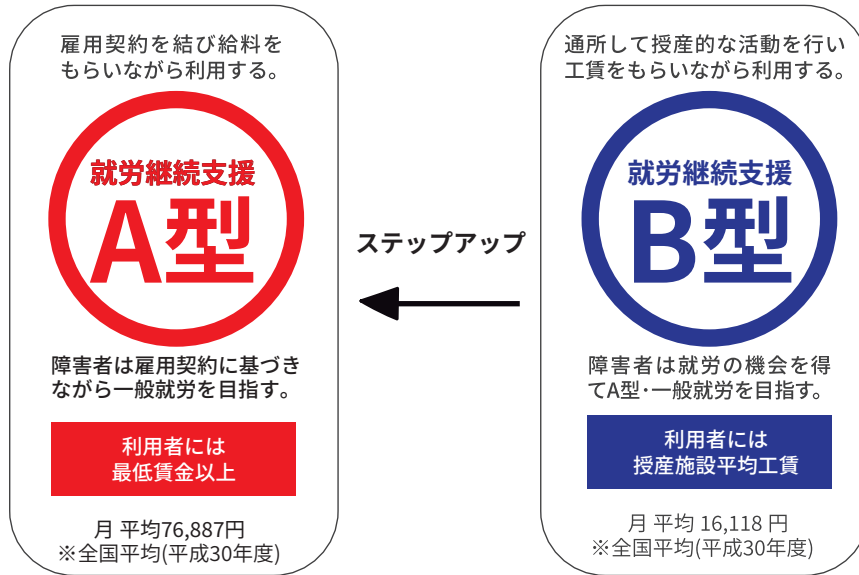
※ 新型コロナウイルスの感染予防策として令和2年度の開催は中止としました。



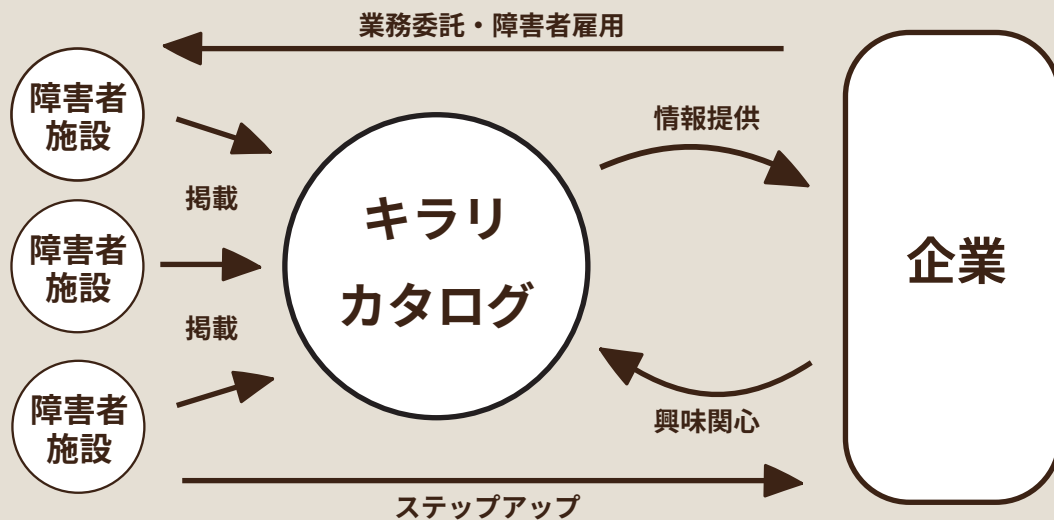
# 「就労系事業所」とは？

## Continuous employment support

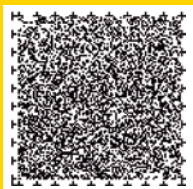
一般企業に雇用されることが困難な障害者へ、就労の機会を提供するとともに生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業の事を言います。雇用契約を結び利用する「A型」と、雇用契約を結ばないで利用する「B型」の2種類があります。



## キラリ☆カタログの役割



このカタログを地域の一般企業様に手に取っていただき、障害者就労継続支援事業を利用されてある方の仕事を知っていただくことで障害者の雇用の促進、また事業所において生産される商品やサービスに関して企業様から多くの発注につながり、障害のある方の自立と喜びにつながればと思います。



# 障害者雇用とは？

## Employment of the handicapped

事業主や自治体などが、障害のある人だけの特別な雇用枠「障害者雇用枠」で障害のある人を雇用することです。障害のある人が障害のない人と同様に就職しようとしても、不利になってしまう場合があります。そこで、障害のある人が働く機会を得やすくするために設けられているのが障害者雇用枠です。障害者雇用の対象となるのは原則として、障害者手帳を持っている人です。従来は身体障害のある人と知的障害のある人に限られていましたが、平成30年より精神疾患のある人も対象に加わりました。

また、民間企業における令和3年3月時点での「法定雇用率」は2.3%となっており、これは常用労働者の内「障害のある人」をどのくらいの割合で雇う必要があるかを定めた基準です。障害者の職業の安定を図った「障害者雇用促進法」により、企業には法定雇用率の達成が義務付けられています。なお、障害者を雇用しなければならない民間企業の事業主の範囲は、令和3年3月時点で従業員43.5人以上の企業となっています。

ただし、企業によっては、障害者の雇用が難しい職種が大半を占めている場合もあります。そのため、「障害者の就業が一般的に困難であると認められる業種」については、企業への負担が大きい点を考慮し、段階的な除外率の引き下げ・廃止を念頭に置きつつ、現在では経過措置として除外率設定業種ごとに除外率が設定されています。



法定雇用の対象となる事業主の方について

- ハローワークへの毎年6月1日時点の障害者雇用に関する状況報告
- 障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」の選任 等が必要な場合があります。

世界保健機関（WHO）が2011年に発表した『World report on disability』によると、日本の障害者の雇用率（障害者のうち雇用されている人の割合）は22.7%でした。日本の障害者の雇用率は、結果が報告されている18カ国中、南アフリカ（12.4%）、ポーランド（20.8%）、スペイン（22.1%）に次ぎ、下から4番目です。1位のスイス（62.2%）と比較すると、40%近く差があることがわかります。

障害者雇用のための各種助成金や職場定着に向けた人的支援など、様々な支援制度をご利用いただけます。サポートを実施している機関は様々ありますので、まずは管轄のハローワークにご相談ください。

